

飛沫会会則

(名称)

第1条 この会は、飛沫会（以下本会という）という。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を深めると共に、岡山大学ヨット部との交流を図り、その活動を支援することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、主として次の事業を行う。

- ① 総会及び役員会の開催
- ② 会員名簿の発行
- ③ 岡山大学ヨット部に対する支援活動
- ④ 本会に関する遺産の収集、保存ならびに管理

(支部)

第4条 本会は地区別に次の支部をおく。

- ① 関東支部 関東・東北・北海道の各都道府県および新潟県・山梨県
- ② 東海支部 愛知県・三重県・岐阜県・静岡県および長野県
- ③ 近畿支部 大阪府・京都府・和歌山県・兵庫県・奈良県・滋賀県および北陸三県
- ④ 中国支部 中国・四国・九州の各県

(会員)

第5条 本会の会員は、第六高等学校海洋班（帆艇部）・ヨット部および岡山大学ヨット部に在籍したもので構成する。

(名誉会長・名誉顧問)

第6条 本会に名誉会長・名誉顧問をおく。

- 2 名誉会長とは六洋会・飛沫会の会長であった人をいう。
- 3 名誉顧問とは、第六高等学校海洋班（帆艇部）・ヨット部および岡山大学ヨット部の顧問であった人をいう。

(役員)

第7条 本会に会長、副会長4名、総務1名、会計1名、支部長4名、支部幹事4名を置く。

- 2 本会は会長、総務、会計を総会において選出する。
- 3 会長は本会を代表・統理する。
- 4 副会長は支部長がその任にあたり、会長を補佐する。
- 5 総務は本会全体の庶務を行う。

- 6 会計は本会全体の会計業務を行う。
- 7 各支部に支部長、支部幹事を置き、各支部において選出する。
- 8 支部長は支部を統理する。支部幹事は支部長を補佐し、支部の庶務を行う。
- 9 岡山大学ヨット部に在籍した者の中から、各代に理事をおく。
- 10 役員の任期は次期総会までとする。役員が任期中に支障を来たしたときは、役員会または支部総会において速やかに措置を講じるものとする。
- 11 役員は、会計年度の締め切り後、会員に対して本会の活動状況の報告を速やかに行うものとする。
- 12 会長・支部長は特命業務担当者を指名することができる。

(役員会)

第8条 本会は役員会を置き、会の重要事項を審議・決定する。

- 2 役員会は会長、各支部の支部長、総務、会計および理事をもって構成する。支部幹事・ヨット部監督および会長が必要と認めたものは役員会に出席し、意見を述べることができる。

(会計)

第9条 本会の目的に必要な経費は、活動費、現役支援金、寄付金その他をもって賄う。

- 2 年会費は、活動費及び現役支援金として年額10,000円とする。
- 3 満年齢が60歳以上に達した者の中で、年会費を10万円一括納入した者を終身会員と呼び、本条第2項に規定する事項を免除する。
- 4 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
- 5 会員が第9条に定める年会費の納入を怠った場合、本会からの通知を停止することがある。

(会則の変更)

第10条 本会の会則の変更は、総会に先立って役員会で審議した案を、総会に提出して承認を得るものとする。

(付則) この会則は令和元年8月31日より施行する。